

船舶事故調査報告書

平成26年11月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年8月6日 10時00分ごろ～10時20分ごろの間）
発生場所	不明（北海道浦河町浦河港南東方5海里（M）付近～10時20分ごろの位置の間）
事故調査の経過	平成25年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八勝積丸 ^{しょうせき} 、9.7トン HK2-21469（漁船登録番号）、個人所有 14.02m（Lr）×3.93m×1.62m、FRP ディーゼル機関、470.72kW、平成元年9月30日 第200-28076号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年8月28日 免許証交付日 平成20年11月13日 （平成26年4月26日まで有効） 甲板員 男性 38歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、浦河港南東方5M付近において、平成25年8月6日10時00分ごろつぶ籠漁を終え、同港へ向けて対地速力約7～8ノットで北西進した。 船長は、操舵室内の椅子に腰を掛けて自動操舵で操船に当たっていたところ、10時20分ごろ、甲板上で漁獲物の選別作業に当たっていた甲板員の姿が見えないことに気付き、拡声器で呼んだものの、返答がなく、船内を捜索したが見当たらなかったため、落水したものと思い、携帯電話で漁師仲間に連絡し、所属漁業協同組合及び海上保安庁への通報を依頼した。 甲板員は、本船、来援した僚船及び海上保安庁の巡視船等による捜索が行われたが、発見されず、後日、死亡届によって除籍された。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2～3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮流 南東流、水温 約21℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員は、本船での操業経験が豊富であり、ふだんから帰航時に船内を移動しながら甲板上で漁獲物の選別作業に当たっていた。</p> <p>甲板員は、Tシャツ、胸付きカッパを着用し、長靴を履いていたが、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船は、本事故時、波による船体動揺はなかった。</p> <p>船長は、甲板員が落水する状況を見ていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>甲板員は、行方不明となり、後日、死亡届によって除籍された。</p> <p>本船は、8月6日10時00分ごろ浦河港南東方沖で操業を終え、同港へ向けて北西進中、船長が、10時20分ごろ、甲板員の姿が見えないことに気付き、船内を捜索したが見当たらなかったことから、この間において、甲板員が、落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、浦河港南東方沖を同港へ向けて北西進中、甲板員が、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板上で作業を行う際は、救命胴衣を着用すること。